慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究二三〕 財産所在地を理由に我国の国際裁判管轄権が認められた事例 (東京地裁八王子支部平成三年五月二二日判決)
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.4 (1992. 4) ,p.185- 190
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920428-0185

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

総会は法定の招集手続きはないまでも、株主が数人存在していてしかもその株主全員がその会合に出席して総会を開くことに同意し、異議なく決議する場合である。したがってこの場合は少なくとも外観上は会議および決議が存在する点が一人会社の場合と異なる。その意味では、一人会社の株主総会は全員出席総会の特殊な場合といえる。学説の中では一人会社の場合でも、株主総会が正式に成立するためには、この一人の株主に対し招集手続きがなさるべきだとする見解もあるが（松田・前掲一八八頁）、多くのケースではその株主が同時に代表取締役であるから、自分が自分自身に招集手続きをとるとするのも形式的な議論であり、賛成しえない。一人会社の場合は、その総会決議を要するとする理由が株主の利益だけを考慮しているならば、その株主の意思決定をもって株主総会の決議としてもよいと考える。

経営委任に際し、株主総会決議を要するとしたのは、株主の利益を考慮しているのであるから、一人会社の場合はその株主の決定を商法二四五条一項一号に必要な総会の特別決議にかえるとすることは妥当である。本件において、YがX会社の一人株主であるAとの間でなした経営委任を総会決議の特別決議に置きかえるとした本件判旨は正当であると考える。

なお、本件につき、法人格が全くの形骸にすぎない法人格否認のケースとしても同様の結論が導かれるとも考えられるし、また、一人会社の方から総会決議のないことを主張するのは、禁反言に反するということからも同様の結論が導かれると考える。

米津　昭子

〔下級審民訴事例研究　二三〕

23　財産所在地を理由に我国の国際裁判管轄権が認められた事例

東京地裁八王子支部平成三年五月二二日中間判決（平成元（ワ）一三八四号売買手数料等請求事件、判例タイムズ七五五条二一三頁）

〔事　実〕

日本法人X_1（共同原告）及びその代表者X_2（共同原告）と、Y（ハワイ在住の米国人、被告）との間で、昭和五七年五月二二日に、訴外A（ハワイ州法人）がハワイに所有する土地を日

本法人に売却するための、買主の選定、交渉、契約の締結に関して、Xらを専任の代理人とし、当該土地の売買契約が締結されることを条件として、売買代金の三パーセントに当たる手数料が、YからXらに支払われる旨の売却委託契約が締結された。Xらの活動の結果、昭和六一年一二月二五日ころ、当該土地を売買代金一〇二億三〇〇〇万円で、訴外B（日本法人）が、Aより買い受けることになり、売買契約が締結された。このA－B間の契約の成立を理由として、Xらが、Yに対して、委任契約にもとづく手数料の支払を求めたのが本件である。

Yは、この請求に対して、適正な裁判が行われるためには正確な事実認定と当事者の十分な訴訟活動が必要であること、裁判の公平を担保するためには場所的にみて両当事者の実質的平等が十分に保障される国に裁判権を認めるべきであること、裁判の能率は本件訴がハワイ州の裁判所で審理されることにより達成されることを、具体的な事実とともに指摘して、本案前の主張として、本件に関する我国の裁判権を争った。これに対して、Xらは、被告は日本国内での居所に不動産の共有持分を有しているから、民事訴訟法八条に該当して、日本国裁判所が本件訴について裁判権を有すると反論して、被告の本案前の主張をすべて争った。

〔判　旨〕

これに応えて本判決は、「一　被告について民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内に認められるときは、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に照らし、これを不当とする特段の事情のない限り、被告を日本国裁判所の裁判権に服させるのが、条理に適うものということができる。二　被告は原告らの主張するとおり、日本国内に不動産の共有持分を有していると認められるから、被告について民訴法八条に規定する裁判籍があるものということができる。」とした上で、特段の事情の存否について詳細に検討し、「認定事実によれば、被告と日本国の法的関連は強く認められる。」として、特段の事情は存在しないと判示した。さらに、被告の主張の採否を検討して、裁判の適正、裁判の公平、裁判の能率のいずれの点に関しても、これを採用することはできないとした上で、「被告と日本国との法的関連が強く認められ、被告を日本国裁判所の裁判権に服させたとしても、これを不当とする特段の事情はないものであるから、日本国裁判所は本件訴について管轄権を有する。」と判示した。

〔評　釈〕

判旨に賛成する。

一　本判決の判旨は、被告が日本国内に不動産を有している場合には、民事訴訟法八条に規定する裁判籍があるものということができ、特段の事情の無い限り、これを理由として、我国の国際裁判管轄権を認めることができるというものである。

ところで、国際裁判管轄権一般に関する、先例としては、いわゆるマレーシア航空事件判決[1]を挙げることができる。実際に、

このマレーシア航空事件判決以降、下級審の判決のほぼ総てが、イ・我国に財産事件の国際裁判管轄権に関してこれを直接規定する法規が存在しないこと、ロ・条理としての当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念にしたがって決定すべきこと、ハ・我国の民事訴訟法上の土地管轄に関する規定が定める裁判籍が、国内にあるときには、被告を我国の裁判権に服させるのが条理に適うことを理由として、国際裁判管轄権の存否を判断するという、マレーシア航空事件判決の考えかたを踏襲している。

但し、最近の下級審は、マレーシア航空事件判決では示されなかった「特段の事情」という制限を設け、国際管轄権に関する判断をする際に、民事訴訟法のみを参照することから生じる不都合を回避する工夫がなされている。加えて、こうした「特段の事情」が、制限的な役割を越えて、むしろ、特段の事情があるときに限り、国際裁判管轄を認めるという、いわば、例外と原則の逆転した裁判例も、若干見受けられる。(2)

ともあれ、本判決では、その枠組みを、概ねマレーシア航空事件判決に依拠し、また、特段の事情の無いことを条件としてその存否を吟味して結論に至るという、マレーシア航空事件判決以降の、多くの下級審の裁判例と同様の論理を、たどるものと考えることができる。

二　ところで、財産所在地の国際裁判管轄権に関する事例としては、

i 横浜地裁・昭和四一年九月二九日判決(3)
ii 東京高裁・昭和五四年七月三日判決(4)
iii 大阪地裁・昭和五八年九月三〇日判決(5)
iv 東京地裁・昭和六二年一〇月二三日中間判決(6)
v 東京地裁・昭和三四年六月一一日判決(7)
vi 東京地裁・昭和六二年七月二八日(8)がある。

このうち、国際裁判管轄権が肯定されたのはi、ii、iii、iv事例であり、v、vi事例は、これを否定するものである。

しかし、i事件では、仮差押の先決問題として、本案の船舶衝突事故に基づく損害賠償請求訴訟の裁判管轄権が問われ、これが認められ、その結果、仮差押自体も認められるに至ったものである。本案の管轄権は、不法行為地の裁判籍によって、当然に認められるものであり、とりたてて、民事訴訟法八条と関連して考える必要はない。加えて、本案の管轄権を認めることによって、仮差押の管轄を認めている判旨を、船舶の所在のみを理由に管轄権を認めたものと理解する必要はない。

また、ii事件の判旨は、主として、相続権に関する訴訟として被相続人の常居所地を理由に管轄を肯定したものであって(民事訴訟法一九条)、民訴法八条に関する判旨は、主たるものではない。加えて、争われている相続財産の所在が問題となっており、この民事訴訟法八条に関する判旨は、当該訴訟と無関係な被告の一般的な財産を理由に管轄権を認めるものではない。

さらに、iii事件もまた、争われたのは、当座貸越契約の解約

に基づく貸越残高の支払であるが、原被告間には、被告所有の国内不動産について、根抵当権の設定がなされており、担保の目的物の所在地を理由として、管轄権を認めたものである。したがって、当該訴訟と無関係な被告の一般的な財産を理由に管轄権を認めるものではない。

加えて、iv事件の判旨は、当該委任契約に基づく報酬の支払方法について、所有権の持分の移転による場合にはわが国で履行することが明示的に合意されていたとし、あるいは、持分時価による金員の支払いによる場合には、当該土地建物を売却処分して換金した金員の中から右持分に応じた金額を支払うことが当然前提とされているため、その履行もわが国でなされることが黙示的に合意されていたものと推認されるというものである。すなわち、義務の履行が我国でなされることが明示的または黙示的に合意されていたとして、義務履行地の裁判籍を認めていると理解するべきである。判旨には、民事訴訟法八条も管轄を認める理由として挙げられているが、債務の履行の方法として、当該不動産は不可欠であり、やはり、当該訴訟と無関係な被告の一般的な財産を理由に管轄権を認めるものではない。

以上のような理由から、本判決以前に、本件判旨のように、国際裁判管轄権の決定に関して、被告の一般財産を理由として国際裁判管轄権を肯定した事例は他に見当たらない。したがって、本判決は、被告が日本国内に一般財産を有することを理由として、民事訴訟法八条を適用して、国際裁判管轄権を肯定した初めての裁判例ということができる。

三　このような意味で、本判決の判旨の当否は、国際裁判管轄権の管轄原因としての財産所在地の適性如何によって、判断されるべきである。

ところで、民事訴訟法八条の規定の本来の趣旨を、起草委員会では、「日本に住所を有せない者に対しては、実益のない場合には訴を起こすことが出来ないと云ふことにした方が宜しい」[9]としており、訴訟の実益を優先しているように見受けられる。したがって、国際裁判管轄について、財産所在地を管轄原因として認めるか否かは、実益により判断されることになろう。すなわち、我国に訴を提起することにより、原告が満足を得ることができる場合（例えば、我国における執行が容易であるとき）には、裁判管轄権を認めうるといえる。したがって、ここでは、応訴する被告の負担という点に関しては、殆ど考慮されないことになる。

また、このように、裁判管轄権を認める実益を、第一義として考えるならば、民事訴訟法八条において裁判籍を認められる地は、訴訟の目的物の相異によって、分類されることになる。すなわち、具体的には、i－イ．請求の目的物の所在地（特定物の引渡を訴訟物とする場合）、i－ロ．担保の目的物の所在地（担保権の実行を目的とする場合）、ii－差押えることができる被告の財産の所在地（一般執行を目的とする場合）に、分別されることになろう。

このように考えるならば、iiの管轄原因が認められるためには、被告の財産によって、満足を得ることができるような訴訟でなければならない。このため、通常は金銭の支払いを求める訴訟が典型であるように思われる。本件の場合には、この金銭の支払いを目的とする訴訟に該当する。したがって、民事訴訟法八条に基づいて、裁判籍を認めるという判旨は、正当なものと考えられる。

四　しかし、民事訴訟法の裁判籍に関する規定は、もともと国内事件に関するものである。したがって、渉外事件に直接適用するならば、遠く離れた法廷地に呼び出される被告の保護に欠ける懸念があることを否定できない。このため、被告の保護を考慮に入れ、なんらかの制限を設ける考え方が生まれる。最近の下級審が消極的要件として（ないしは積極的要件として）用いる「特段の事情」という概念も、この制限の一類型として、位置付けることができる。

本件で問題となった、民事訴訟法八条に関しても、制限を設けるべきであるとするのが、多数説である。しかし、多数説が挙げる制限の方法は一様ではない。

まず、原告の請求額に見合う以上の財産が継続的に我国に所在することが必要であるとする所説がある。[10] 請求額との関連で考えるこの立場は、確かに、判決の実現を重視する意味では説得的でもある。しかし、請求額の全額の満足が得られなくとも、例えばその半額が満たされるのならば、その部分に関して、他国の判決承認・執行手続は回避される。したがって、その請求の部分については、かえって、管轄を認める実益がある場合もありえよう。また、被告の財産が、散在しそのいずれもが請求額の全額に満たないような場合には、処理が不可能になる。さらに、一部請求によって管轄を得た後で、請求の拡張を行うという手段を用いるならば、この制限の実効性は容易に失われてしまう。もともと、請求と無関係な被告の一般財産を管轄原因としながら、請求額によって、管轄の存否が左右されるという考えかたは疑問があるといわざるを得ない。

次に、仮差押による財産の固定を要件とする所説がある。[11] しかし、仮差押が、被保全権利との関係でその許否が決定される点から考えると、被保全権利の管轄の存在がむしろ、論理的には先行しなければならないように思われる。したがって、仮差押自体の管轄を一般的に認め、これによって本案の管轄を認めようとする所説には、論理的な逆転があるように思われる。

さらに、管轄の制限ではないが、我国に存在する財産に対してのみに判決の効力を限定する所説もある。[12] しかし、所説の制限の根拠も、被告の保護にあったから、少なくとも我国に所在する財産に関する限りでは、被告の保護が結局は図られていない点で、一貫しているとは思われない。加えて、我国の判決の効力を他国がどのように扱うかを、我国で決定することは無意味であろうから、所説の趣旨は徹底されないように思われる。

ところで、従来の学説で説明されていた制限は、被告の保護

の要請に基づくものであった。これは、制限を主張する諸説が、被告と原告の手続的な平等を基本とする国際裁判管轄権に関する管轄配分説に立つ以上、当然の帰結ということができる。しかし、被告の保護は、管轄原因が存在することを前提として考慮するべき事柄であり、したがって、管轄原因事実の存否と、被告の保護は次元の異なる問題のように思われる。したがって、多数説が被告の保護を理由として定立した制限には、賛成することができない。

五　以上のような理由から、我国に被告の一般財産を理由に金銭支払いを求める訴に対して、管轄を認めた判旨には賛成できる。

とはいえ、本来ならば、民事訴訟法八条に関しては、国際裁判管轄の決定に関する学説の基本的な対立ともいうべき、管轄配分説と逆推知説の検討がなされなければならない。また、管轄配分説の論者のなかにも、民事訴訟法の管轄に関する規定を、渉外的な事件について、何等かの意味を認めるか否か（いわゆる二重機能性の可否）についての対立がある。その立場の相異と、本件判旨との関連も考慮する必要がある。さらには、「特段の事情」の機能（消極的な要件とするか、積極的な要件と考えるか）についても、考えられなければならない。加えて、民事訴訟法八条に規定されるような、被告の一般財産の所在を管轄原因とすることを、いわゆる過剰管轄として、排斥する判決の承認・執行に関係する条約も存在する。こうした条約との整合性も図られなければならない。

しかし、本評釈では、これらの問題点をしばらく措いて、本判決が固有に有する問題点を、指摘することのみにとどめたい。

(1) 最高裁・昭和五六年一〇月一六日判決民集三五巻七号一二二四頁。
(2) 例えば東京地裁昭和六二年五月八日中間判決判例タイムズ六三七号八七頁、東京地裁昭和六二年六月一日中間判決判例タイムズ六四一号二六九頁など。
(3) 下民集一七巻九―一〇号八七四頁、判例タイムズ一九九号一八一頁。
(4) 高民三二巻二号一二六頁、判例時報九三九号三七頁、判例タイムズ三九八号一〇〇頁。
(5) 下民集三四巻九―一二号九六〇頁、判例タイムズ五一六号一三九頁。
(6) 判例時報一二六一号四八頁。
(7) 下民集一〇巻六号一二〇四頁、判例時報一九一号一三頁。
(8) 判例時報一二七五号七七頁、判例タイムズ六六九号二一九頁。
(9) 民事訴訟法改正調査委員会速記録一一頁以下。
(10) 池原・実務民事訴訟講座Ⅵ二一頁、石黒・講座民事訴訟法四九頁。
(11) 渡辺「財産関係事件の裁判管轄権」ジュリスト増刊⑧国際私法の争点一五一頁。
(12) 高橋「国際裁判管轄権」国際民事訴訟法の理論六一頁。

山田　恒久